

名称 開発協力大綱

―平和, 繁栄, そして, 一人ひとりのより良き未来のために―

- ◆ 開発協力＝開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動
- ◆ 我が国政府及び政府関係機関によるそれ以外の資金・活動(OOF, PKO等)や開発を目的とする又は開発に資する政府以外(企業や地方自治体, NGO等)の資金・活動との連携を強化

全体の構成

前文

- | | | |
|---------|------------|-----------------------|
| 1. 理念 | (1)開発協力の目的 | (2)基本方針 |
| 2. 重点政策 | (1)重点課題 | (2)地域別重点方針 |
| 3. 実施 | (1)実施上の原則 | (2)実施体制 (3)実施状況に関する報告 |

本文

前文 (現状認識)

●我が国を取り巻く環境の大きな変化

- 国際的な経済活動の拡大, 相互依存の深化, 非国家主体の影響力増加
- 新興国・開発途上国の経済的重要性の高まり
- 我が国自身の経済社会状況
- ➔ 平和で安定し, 繁栄した国際社会の構築は, 我が国の国益と分かちがたく結びつくようになっている。

●開発課題の多様化・複雑化・広範化

- 開発の進展・単純な所得水準だけでは計れない開発課題
 - ✓ 成長する新興国・開発途上国における課題(脆弱なガバナンス等に起因する政治経済的不安定・国内格差, 持続可能性の問題, 「中所得国の罠」)
 - ✓ 小島嶼国等における特別な脆弱性の問題
- 脆弱性故に成長から取り残された国々への対処
 - ✓ 脆弱性からの脱却(安定的な開発の基盤確保, 開発の歯車の始動)が課題

1. 理念

(1) 開発協力の目的

- 我が国は、**国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献することを目的として開発協力を推進する。**こうした協力を通じて、**我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護**といった**国益の確保に貢献する。**
- ODAは、**開発に資する様々な活動の中核として、多様な資金・主体と連携しつつ、様々な力を動員するための触媒、ひいては国際社会の平和と安定及び繁栄に資する様々な取組を推進するための原動力。**

(2) 基本方針

ア 非軍事的協力による平和と繁栄への貢献

- **非軍事的協力による世界の平和と繁栄への貢献**は、平和国家としての我が国のあり方を体現するものとして高い評価を得ている。
- 今後も、開発協力の**軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避するとの原則を遵守。**

イ 人間の安全保障の推進

- 人間の安全保障の考え方は、我が国の**開発協力の根本にある指導理念。**
- **脆弱な立場に置かれやすい人々に焦点をあて、その保護と能力強化を通じて、人間の安全保障の実現に向けた協力を行う。**
- **女性の権利を含む基本的人権の推進に積極的に貢献。**

ウ 自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力

- 開発途上国自身の**自発性と自助努力を重視。自立的発展に向けた協力を実施。**
- **人づくりや経済社会インフラ整備、法・制度構築等、自助努力、自立的発展の基礎の構築を重視。**
- 相手国からの要請を待つだけでなく、我が国から積極的に提案を行うことも含め、**相手国等との対話・協働を重視。**

2. 重点政策

(1) 重点課題

ア 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅

- 貧困問題の解決には、人づくり、インフラ整備、法・制度構築、そしてこれらによる民間部門の成長等を通じた**経済成長の実現が不可欠**。
- 経済成長は、「質の高い成長」(包摂性、持続可能性、強靱性)でなければならず、**日本の経験・知見・技術**を活かして、これを支援する。
- 脆弱国等には、**人道的観点からの支援**、**脆弱性からの脱却のための支援**を実施。
- この観点から、**経済成長の基礎及び原動力の確保及び基礎的生活を支える人間中心の開発の推進**のための支援等を実施。

イ 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

- 「質の高い成長」による安定的発展の実現のためには、**一人ひとりの権利が保障され、人々が安心して経済社会活動に従事し、社会が公正かつ安定的に運営されることが不可欠**。
- このような**発展の前提となる基盤を強化**する観点から、**普遍的価値の共有や平和で安定し、安全な社会の実現のための支援**を実施。
 - **普遍的価値の共有**: 法の支配の確立、グッドガバナンスの実現、民主化の促進・定着、女性の権利を含む基本的人権の尊重等
 - **平和・安定・安全な社会**: 平和構築、緊急支援(災害救援等)、安定・安全への脅威への対応(海保、テロ、治安維持、国際公共財等)

ウ 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

- 地球規模課題は一国のみでは解決し得ない問題であり、**ミレニアム開発目標(MDGs)・ポスト2015年開発アジェンダ**等の議論を十分に踏まえ、国際社会全体として、**持続可能かつ強靱な社会の構築**を目指す。

(2) 地域別重点方針

- 世界各地域に対し、その必要性と特性に応じた協力を戦略的、効果的かつ機動的に実施。
- **地域統合、地域レベルでの取組、広域開発、連結性強化等の動き**を踏まえる。
- 開発の進展が見られても様々な開発課題を抱える国々や、一人当たり所得が一定の水準にあっても小島嶼国等の特別な脆弱性を抱える国々等に対しては、**各国の開発ニーズの実態や負担能力に応じて必要な協力**を行っていく。
- アジア地域は、**日本と緊密な関係を有し、日本の安全と繁栄にとり重要な地域**であることを踏まえた協力を行う。
- ASEAN、南アジア、中央アジア・コーカサス、アフリカ、中東、中・東欧、中南米、大洋州・カリブの各地域毎に重点方針を定める。

ア 効果的・効率的な開発協力推進のための原則**(ア) 戦略性の強化**

- 政府・実施機関が一体となり、様々な資源を結集。
- 外交政策に基づき、開発協力方針の策定・目標設定を行う。
- ODAとODA以外の資金・協力との連携を図ることで相乗効果を高める。
- 政策や事業レベルでの評価を実施。結果を政策決定過程に適切にフィードバック。

(イ) 日本の持つ強みを活かした協力

- 民間等からの提案を積極的に取り入れる。
- インフラ建設等のハード面のみならず、システム、人づくり、制度づくり等のソフト面の両面で日本の知見と経験を総合的・積極的に活用。
- 日本語を含む日本のソフトパワーの活用にも留意。

(ウ) 国際的議論への積極的参加**イ 開発協力の適正性確保のための原則**

(ア) 民主化の定着、法の支配及び基本的人権の保障にかかる状況

(イ) 軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避

- 軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避。非軍事目的の開発協力を軍又は軍籍を有する者が関係する場合には、実質的意義に着目し、個別具体的に検討。

(ウ) 軍事支出、大量破壊兵器・ミサイルの開発製造、武器の輸出入等の状況

(エ) 開発に伴う環境・気候変動への影響 (オ) 公正性の確保・社会的弱者への配慮

(カ) 不正腐敗の防止 (キ) 開発協力関係者の安全配慮

(2) 実施体制**ア 政府・実施機関の実施体制整備****イ 連携の強化****(ア) 官民連携、自治体連携**

- 民間部門の資源の取込み、民間部門主導の成長促進により、開発途上国の経済発展を一層力強く、効果的に推進。日本自身の力強い成長にもつなげる。
- 開発協力は、民間部門の優れた技術・ノウハウや豊富な資金を開発途上国の課題解決に役立てるための触媒としての機能を果たす。
- 中小企業を含む企業や地方自治体、大学・研究機関等との連携を強化。

(イ) 緊急人道支援、国際平和協力における連携

- 緊急人道支援のための国際機関やNGO等との連携、PKOとの連携推進に引き続き取り組む。

(ウ) 国際機関、地域機関等との連携**(エ) 他ドナー・新興国等との連携****(オ) 市民社会との連携****ウ 実施基盤の強化**

資金的・人的資源等、持続的に開発協力を実施するために必要な基盤を強化すべく、必要な努力を行う。

(ア) 国民及び国際社会の理解促進**(イ) 開発協力人材・知的基盤の強化**